

松江市告示第 357 号

松江市テレワーク促進支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 18 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市テレワーク促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市テレワーク促進支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) テレワーク ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (3) 在宅勤務 勤務先には出勤しないで自宅を就業場所とする勤務形態で、勤務先とパソコン及びインターネット、電話、ファックス等で連絡を取る働き方をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市テレワーク促進支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が、テレワークの導入により、在宅勤務を行うための環境の整備に必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	在宅勤務を行うために必要な次に掲げる事業（当該補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。）と

	<p>する。</p> <p>(1) パソコン、サーバー等のハードウェアの購入</p> <p>(2) ルーター等の通信制御装置の購入</p> <p>(3) パッケージソフトウェア（クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。）の購入</p> <p>(4) 自社のためのソフトウェアの開発</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事業</p>
補助対象経費	<p>次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p> <p>(1) 設備（ハードウェア、通信制御装置等）導入経費（税抜単価 10 万円未満のものに限る。）</p> <p>(2) ソフトウェア導入経費</p>
交付の率又は金額	<p>補助対象経費の 3 分の 2 の額（1,000 円未満切捨て）とする。ただし、30 万円を上限とし、同一の補助事業者に対する補助金の交付は、同一年度内において 1 回限りとする。</p>
補助事業者の範囲	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 松江市に主たる事業所又は住所を有する中小企業者</p> <p>(2) 市税を滞納していない者</p>
終期	令和 3 年 3 月 31 日

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第 4 条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 在宅勤務環境構築図
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第 5 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第 12 条の補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 領収書等の補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 市税に未納のない証明
- (4) その他市長が必要と認める書類

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月18日から施行する。